

契約の内容

契 約 年 月 日	令和 6 年 8 月 2 1 日
契 約 業 者 名	NSP設計・アーキ設計工房共同体
契 約 業 者 の 住 所	広島県広島市中区東千田町二丁目 9 番 5 7 号広電タワービル
業 務 の 名 称	令和 6 年度道の駅北条公園北エリアトイレ棟新築工事意図伝達業務
業 務 場 所	鳥取県東伯郡北栄町田井～弓原地内
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	設計意図伝達業務 1 式 (トイレ棟 新築 1 棟、ハートフル駐車場 新築 2 棟)
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 8 月 2 2 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 2 月 2 8 日
契 約 金 額	3, 5 2 0, 0 0 0 円 (税込み)

随 意 契 約 理 由 書

契 約 業 者 名 : NSP 設計・アーク設計工房共同体

件 名 : 令和 6 年度道の駅北条公園北エリアトイレ棟新築工事意図伝達業務

随意契約理由 : 本業務は、令和 6 年度道の駅北条公園北エリアトイレ棟新築工事の設計意図伝達を行うものである。

北エリアトイレ棟の設計は、令和 4 年度道の駅北条公園建築実施設計業務（以下「前業務」という）において NSP 設計・アーク設計工房共同体で実施している。

設計意図伝達業務は、国土交通省告示 15 号（平成 21 年 1 月 7 日告示）別添一に基づく建築士の報酬基準において、工事施工段階において、設計者が設計意図を正確に伝えるため、成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行うための業務と位置づけられているものである。

設計意図は、設計者でなければ正しく伝達できないため、国交省が行う営繕工事では意図伝達業務を設計者に行わせることとなっている。このため、本業務の実施にあたっては、設計者である NSP 設計・アーク設計工房共同体が本業務を遂行できる唯一の機関である。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号により、随意契約を行うものである。